男女共同参画って、実はもっと身近な話
～第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました～

「自分らしく生きる」を応援するために

「男だから」「女だから」と、役割を決めつけてしまうことはありませんか。

市が実施した市民意識調査では、意識の変化はみられるものの、**性別によって役割を決めてしまう考え方や社会通念などが今も根強く残っていることが分かりました。**

一人一人が自分らしい生き方を選び、家庭や職場、学校、地域など、さまざまな場に参画し、個性と能力を発揮できる社会を目指して、市では今後5年間の方向性をまとめた「第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画」を策定しました。



▲男女共同参画審議会
柳園（やなぎぞの）会長（左）と平原（ひらはら）副会長（右）

全ての人の人権が尊重される社会へ

男女共同参画の基本となるのは、「全ての人の人権の尊重」です。これは、性別に関わりなく、一人一人の人権が尊重されることを意味しています。

この考え方が、市民一人一人の意識に深く浸透し、あらゆる場において行動に結びつくことを目指しています。

▲第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画・DV対策基本計画含む）を策定しました

こんな無意識の思い込みはありませんか

無意識の思い込みは、これまでの経験や社会の慣習などによって、誰もが持つ可能性があります。大切なのは、誰かを責めることではなく、まず、気付くことです。

性別だけで判断せず、一人一人の希望や個性、能力に目を向けてみましょう。

また、無意識の思い込みがないか日常の場面を振り返りながらチェックしてみましょう。

問合先／本庁コミュニティ課ダイバーシティ・市民活動G（内線4742）

☑ **職場での思い込み**

性別によって、任せる仕事や役割、役職を決めつけていませんか。

（例）「管理職などは男性がなるもの。女性は補助的な仕事」など

↓誰もが能力を発揮できる職場は、チームの力も高まり、働きやすい環境につながります。

☑ **子ども、学校での思い込み**

「○○らしくあるべき」「この分野はこういう子に向いている」などと思い込んでいませんか。

（例）「理系は男の子、文系は女の子が向いている」など

↓一人一人の「やってみたい」を応援することで子どもたちの可能性は大きく広がります。

☑ **家庭での思い込み**

家事や子育て、家計の管理の役割を決めつけていませんか。

（例）「料理や子育ては女性の仕事、男性は家計を支える」など

↓家事や子育ては家族みんなで協力するものです。お互いを思いやれると、家庭がもっと笑顔になります。

☑ **地域・町内での思い込み**

自治会や地域活動の役割に、「こういう人が担うもの」という思い込みはありませんか。

（例）「お茶出しや接待は女性、自治会の役員は男性がするもの」など

↓地域のことを決める場に、いろいろな人が参加するとより良いアイデアが生まれ、暮らしやすいまちにつながります。

見つめ直してみませんか

日常の何気ない言葉や「当たり前」と思っている考え方、自分らしさや働き方、地域とのつながりなどをテーマに、多様性を認め合いながら自分らしく生きることについて考える3本の啓発動画を制作しました。

社内研修や地域の講座などでぜひ、ご活用ください。

▲DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の理解を深める啓発動画を配信しています

暮らしの中で「これって本当にそうかな」と立ち止まって考えることが、無意識の思い込みに気付くきっかけになります。一人一人の違いや個性を認め合い、誰もが参加できるつながりや交流を通じて、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。

あなたはどう思う？
～12月4日から10日は人権週間～

12月10日は、1948（昭和23）年に、世界人権宣言が国連総会で採択されたことを記念する**「人権デー」**です。また、12月4日から10日までの1週間は**「人権週間」**とされています。

期間中は、人権の大切さや世界人権宣言の理念について理解を深めるため、全国でさまざまな啓発活動が行われます。

まずは、一人一人が、「自分ごと」として考えることから始めてみませんか。

人権ってなんだろう

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、一人一人が自分らしく、安心して生きるための大切な権利です。

身近なところにも、人権について考えるきっかけがあります

例えば、子どもが何か話そうとしたとき、大人の考えを優先してしまうことはありませんか。子どもだけでは決められないことでも、まずは、その声に耳を傾けることが、子どもの権利を守ることにつながります。

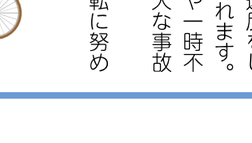
一人一人の声に耳を傾け、お互いの気持ちや考えを大切にすることが、人権を尊重する第一歩です。

人権の花運動を行っています

「人権の花運動」は、県人権啓発活動地域ネットワーク協議会が実施する、主に小学生を対象とした人権啓発活動です。

児童が協力して花を育てることで、命の大切さや思いやりの心などを育み、人権尊重の意識を高めることを目的としています。本年度は、市内5つの小学校が取り組んでいます。

【実施校】川内小学校、隈之城小学校、峰山小学校、八幡小学校、祁答院小学校



▲人権の花運動の様子

人権に関する悩みや困り事があるときは、一人で抱え込まず相談窓口をご利用ください。

問合先／本庁コミュニティ課ダイバーシティ・市民活動G（内線4741）

【相談窓口】

▼みんなの人権110番（さまざまな人権問題に関する相談）
0570（003）110

▼こどもの人権110番（いじめや虐待など、子どもの人権に関する相談）
0120（007）110

※受付時間はいずれも、平日8時30分～17時15分

30 9月1日から生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました

9月1日から※生活道路における自動車の法定速度が時速60㎞から**時速30㎞に引き下げられました。**

特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなります。より一層安全運転を心掛けましょう。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

次の道路は、法定速度が時速60㎞のままです。



・道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道
・道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道
・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
・自動車専用道路

法定速度の範囲内であっても、道路の状況、天候などをよく考えて、安全な速度で運転しましょう。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▲生活道路の自動車の法定速度が引き下げられます

自転車の交通違反にも気を付けましょう

4月1日から、自転車の交通違反に対しても、交通反則通告制度「青切符」が適用されています。

これにより、自転車で交通違反をした際は、反則金の納付が求められます。自転車も車両です。信号無視や一時停止などの危険な行為は、重大な事故につながるおそれがあります。

交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

▲自転車の交通違反にも「青切符」が適用されます



問合先／本庁防災安全課防災安全G（内線4932）